

成年後見もやい

発行者：特定非営利活動法人成年後見もやい
〒456-0031 名古屋市熱田区神宮二丁目3番4号もやいビル

第10号

2022年2月発行

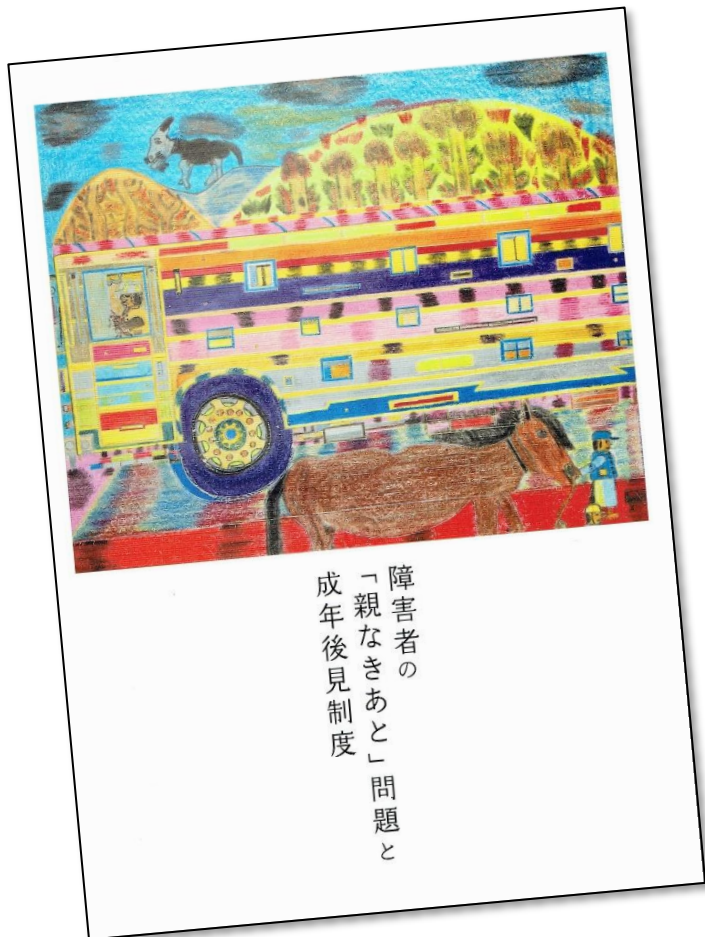
電話 052-746-9395

F A X 052-746-9396

koukenmoyai@hi3.enjoy.ne.jp

<https://seinenkoukenmoyai.net/>

ゆたか福祉会 広報誌の連載が冊子になりました



去年の1月から12月まで社会福祉法人ゆたか福祉会の広報誌にて連載をしていました『障害者の「親なきあと」問題と成年後見制度』が冊子としてまとめられました。

冊子には成年後見もやいが発足した経緯、成年後見人の業務内容、成年後見制度の申立、成年被後見人・被保佐人・被補助人が亡くなったときの対応、関係する人たちの協力による成年後見もやいの運営について簡潔にまとめております。

成年後見制度について知りたい方、利用を検討している方は是非お手に取っていただきご活用ください。価格は300円（送料別）で頒布しております。希望される方はもやいの事務局までご連絡お願いします。

後見支援員を募集しています

成年後見もやいでは後見支援員を随時募集しております。後見支援員とは成年後見もやいで受任した被後見人等をもやいの事務局に代わって見守りや金銭管理を行い場合によっては裁判所に提出する書類を作成していただくボランティアの方です。後見支援員には社会福祉士・社会福祉法人職員 OB・障害者の親が在籍しています。毎月1回後見支援員交流会を開催し支援員間の交流も行われております。後見支援員になりたい方はもやいの事務局までご連絡お願いいたします。

現在の受任件数（令和4年2月現在）

	知的障害	精神障害	認知症	その他	計
後見	39	1	1	1	42
保佐	8	2	1	0	11
補助	0	0	0	0	0
計	47	3	2	1	53

成年後見制度利用促進計画に盛り込む事項について

成年後見制度利用促進法に基づき政府は利用促進計画を定めることになっており、平成 29 年から 5 年間第一期の利用促進計画が実施されていました。そして令和 4 年度から実施される第二期利用促進計画に盛り込む事項の最終とりまとめ案が今年の 1 月に発表されました。今回は会報をご覧になる皆様や成年後見もやいに関する事項について紹介します。

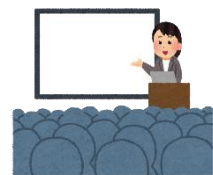
適切な後見人等の選任・交代の推進

現在の成年後見制度の場合一度選任された後見人が交代することはあまりありません。例えば法的問題を解決するために弁護士が成年後見人になったとき、その法的問題が解決しても引き続きその弁護士が後見事務を行うことがほとんどです。計画案では柔軟に後見人の交代や追加での選任を行うことを検討しているようです。また親族後見人や市民後見人が候補者にいる場合も本人の課題に対応することができる場合や相談先が整備されている場合はそのまま親族や市民後見人を後見人として選任し、相談先が整備されていない場合は親族や市民後見人を後見人として選任したうえで後見監督人を選任してその事務に当たってもらうことが検討されています。



法人後見の担い手の育成について

上記の「適切な後見人等の選任・交代」を行うために様々な後見人の担い手が必要であると考えられます。国は本人の意思・特性・生活状況等に合わせた適正な後見人の選任を行うために多様な担い手の確保・育成を重要視しています。特に法人後見は比較的長期にわたる制度利用が想定される障害者への対応することの親和性が高く、全国各地で育成を行っていく必要があると計画事項に記載されています。法人後見育成の施策として研修カリキュラムの作成・周知、都道府県による研修の実施や法人間の交流支援をすることを盛り込んでいます。また都道府県は連絡会を設けるといった取り組みを検討されているようです。連絡会とは法人同士のつながりを支援するため法人の活動状況の共有や勉強会の実施などを行うことが考えられているそうです。また連絡会を実施している情報を都道府県と裁判所が連携して法人後見団体に周知していくことが盛り込まれています。



法人後見団体交流会

2月7日に名古屋市成年後見あんしんセンター主催で行われた名古屋市内の法人後見を行う団体間の交流会が行われました。交流会はZOOMで行われ、オブザーバーとして名古屋家庭裁判所後見センターも参加しました。成年後見もやいは中核機関であるあんしんセンターと後見事務の監督を行う家庭裁判所に対して以下の意見を述べました。



市民後見人の活用（名古屋市成年後見あんしんセンター）

名古屋市成年後見あんしんセンターは市民後見人を養成して、後見人としてあるいは社会福祉協議会がもっている法人後見団体の支援員（後見人ではないが本人の見守りを行う、資料を作成するボランティアのようなイメージ）として活動をしてもらっています。もっとも養成された市民後見人全員が上のような活動をしているわけではないようです。成年後見もやいも後見支援員に委託して上の支援員のような活動をしていただいています。多くの支援員がいるわけではありません。そこであんしんセンターで登録されている市民後見人について法人後見団体が支援員として活用できるようにしてほしいことをお願いしました。

後見制度支援信託の設定について（名古屋家庭裁判所後見センター）

本人がもっている預貯金が多額の場合、信託口座に預貯金の大部分を預けて裁判所の許可がなければ引き出すことができない後見制度支援信託という制度があります。現在のところ弁護士や司法書士といった法律職の方が信託口座を作る役割を担っており、はじめのうちは成年後見もやいと法律職の共同で後見事務を行い、法律職の方が信託口座を作成した段階で法律職が辞任をするというやり方をしています。この方式で行う場合、もやいと法律職の方の両方の報酬がかかってしまい、さらに口座作成までに長期間かかるときもあります。成年後見もやいは設立から4年経過し60件ほどの受任をしてきています。また後見制度支援信託が設定されているケースも数件あり経験を重ねてきていると思いますので信託口座作成の段階から成年後見もやいに任せてもらえないか、またもしそうであるならどのような条件が必要であるかについて裁判所に投げかけました。

2021 年を振り返り…

2022 年を迎えて早 2 か月がたちました。2020 年初頭から始まった新型コロナウイルスの蔓延も 2 年が経過し、大半の方がワクチンを接種しており 3 回目の接種も予定されている中、新株であるオミクロン株の流行もあり陽性者が日に日に増加しております。新型コロナウイルスのいち早い収束が望まれます。

2021 年を振り返ったとき、2021 年は成年被後見人の死に多く立ち会うことになったという印象があります。去年 1 年間で、もやいが成年被後見人等を受任している方のうち 4 人の方が亡くなりました。4 人とも親族がおり、全く身寄りがなかったわけではありませんが高齢のためや今まで疎遠であったことを理由として葬儀を執り行うことができないと連絡を受け、成年被後見もやいが裁判所から許可を取り火葬をいたしました。

成年被後見人の死後事務

平成 28 年に民法が改正され、成年被後見人は一定の条件のもと家庭裁判所の許可を得て火葬を執り行うことができるようになりました。もやいはこの制度を利用して 4 人の被後見人の方の火葬を行い、本人が亡くなったときに行う役所や年金事務所への届出（死亡届の提出、愛護手帳の返納等）も当法人で行い、4 人のうち 1 人について、成年被後見人の支援者と協力し生前に永代供養を契約し共同墓地で納骨することになりました。残念ながら残りの 3 人については親族の要望もあり収骨を行いませんでした。そして財産を整理したうえで親族の方に財産の引継ぎを行いました。

もっとも民法が改正されるまで成年被後見人等には火葬を行う権限はありませんでした。しかし、成年被後見人が死後事務を行うことの要望は以前から強くあり、実際に本人が亡くなったときに本人の身寄りがいない、身寄りはいるが疎遠である、身寄りがいて疎遠でなくても葬儀の執行を拒否する等の事情で成年被後見人等が葬儀を執り行わざるを得ない場面が相次いだという現実から成年被後見人が火葬を執り行うことができるという法律改正につながったのだと考えています。

当法人が受任している被後見人のうち約半数が、あらゆる理由で当法人が火葬を執り行うことになるということが判明しております。また、障害の子をもつ親からの相談の中では成年被後見もやいに死後事務まで行ってほしいと期待する方も多くみえます。

「親なきあと」問題の解決のため被後見人等の死後事務も取り組んでいきますので皆様のご支援をいただけると幸いです。皆々様のますますのご健勝をお祈りいたしております。

(成年被後見もやい 事務局 丹山)